

神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）の申請について

標記の補助金については、現在、10月29日付（第3次）要綱により申請を受け付けていますが、このたび令和3年1月15日付で要綱を改正しましたので、この交付制度の活用を希望する団体にあつては、次のとおり申請書等を提出くださるようお願いいたします。

1 対象事業及び実施者

交付要綱別表1のとおり

2 対象となる期間

令和2年4月1日～令和3年3月31日

3 申請書の提出期限

令和3年1月22日（金）（当日消印有効）

※申請受付後、順次審査を行い、交付決定を行います。

※期限までに間に合わない場合は、2月中に予定している変更交付申請において申請してください。

4 提出先

以下へ郵送してください。

住所：〒231-8588 横浜市中区日本大通1

宛先：神奈川県 医療危機対策本部室 調整グループ交付金担当

電話：045-285-0646

5 提出書類

(1) 連絡票

(2) 第1号様式「令和2年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）事業実施計画」

(3) 別紙1「令和2年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）に関する事業実施計画」

(4) 別紙2「事業の実施に要する経費に関する調書」

(5) 第2号様式「令和2年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）交付申請書」

※これまでに補助金の交付決定を受けている場合は、既交付決定額を変更する形になりますので、新規交付申請ではなく変更交付申請としてご提出いただきますようお願いいたします。（記載例をご覧ください。）

(6) 別紙3「令和2年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）に関する事業実施計画（個票）」

※事業区分ごとにそれぞれ作成してください。

- (7) 別紙4(1)～(13)
- (8) 第9号様式「役員等氏名一覧表」
※これまでに申請されている団体で、役員等の変更がない場合、提出不要です。
- (9) 歳入歳出予算書抄本
- (10) 補助対象に係る見積書、設置場所位置図(補助対象が空気清浄機またはパーティションの場合)、カタログ、その他各様式で求めている根拠資料等

6 留意事項

- 今回の改正は、令和2年12月14日付け厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症の院内感染によりクラスターが発生した医療機関等への財政的な支援及び医師・看護師等派遣の支援について」を受けた改正です。改正内容等は、「神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金のご案内」P8をご確認ください。
- 事業ごとに申請できる医療機関の要件がありますので、交付要綱別表1をご確認ください。
- 申請後の修正が多数、発生しています。(書類の不備・不足、金額の不一致など)差し替えの依頼等お手数をおかけしておりますが、交付決定の根拠となりますので御協力よろしくお願いたします。
- 本補助金は、国費を活用した事業となるため国の会計検査の対象となります。当該事業で購入した設備等は他の目的で使用することがないように留意いただくとともに、契約書、請求書等の証拠書類は、5年間保管してください※。また、会計検査に際しては、必要に応じて現地調査や証拠書類の検査等が行われますので、ご協力をお願いします。
※ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、5年間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管。

問合せ先

医療危機対策本部室調整グループ交付金担当

電話 045-285-0646